特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号

京都府宇治市大久保町田原２５番地の８
清算株式会社　嵯峨管理株式会社
代表清算人　野村　啓介

1　決定年月日　令和８年９月１６日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　通則

⑴　定義

本協定において、別紙記載の債権者を「協定債権者」という。2⑴の弁済時において、協定債権者が清算株式会社に対して有する債権を「協定債権」とし、協定債権者の有する協定債権のうち、元本部分を「協定債権元本」といい、その額は別紙記載のとおりである。

⑵　弁済の場所

本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑶　弁済における端数の切り捨て

弁済額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。

2　協定債権の取扱い

⑴　弁済

清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び、③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各協定債権元本額の割合に応じて按分して弁済する。

⑵　債権放棄

協定債権者は、協定債権につき、上記2⑴の弁済時に、各協定債権者の協定債権の総額から上記2⑴の弁済額を控除した残額を放棄する。

3　共益的債権及び優先債権の取扱い

特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。

4　新たな財産が発見された場合の取扱い

上記２の弁済及び債権放棄の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価に要した費用及び優先債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、各協定債権元本額の割合に応じた按分弁済を行う。この場合、上記２⑵に基づき各協定債権者が行った債権放棄は、本項に基づき新たにされた弁済の限度で遡って効力を失うものとする。

（別紙省略）

京都地方裁判所第５民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和８年（再）第１７号

東京都港区虎ノ門二丁目３番１７号
再生債務者　株式会社ＭＡＫＥ　ＶＡＬＵＥ
決定の要旨　令和8年9月14日付け事業譲渡許可申請書（カーテン事業）及び同日付け事業譲渡許可申請書（ライブコマース事業）にかかる各事業譲渡について会社法467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和8年9月24日

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１７号

千葉県山武郡横芝光町横芝2392番地７
再生債務者　渡邉　和也
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月８日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月22日から令和８年11月５日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第８２号

大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目２番30号
再生債務者　小谷紗矢香こと　植野紗矢香
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月23日から令和８年11月６日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号

北海道苫小牧市明徳町４丁目７番１―106号
再生債務者　松野　静香
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月10日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第１８号

千葉県山武郡九十九里町片貝774番地３
再生債務者　武田　浩和
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月17日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第１４号

兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番２―1219号
再生債務者　平野　輝樹
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月10日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号

兵庫県宝塚市中野町６番４―504号
再生債務者　田淵　　裕
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月10日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第１９３号

札幌市東区北21条東８丁目３番１―102号
再生債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月21日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで

札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１号

北海道室蘭市八丁平４丁目２番14号
再生債務者　駒井　優紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月21日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和８年（再イ）第５５号

静岡市清水区本郷町８番10号　丸上ハイツ302号
再生債務者　鈴木　孝司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月21日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月30日から令和８年11月11日まで

静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４号

長崎県南松浦郡新上五島町七目郷1081番地
再生債務者　江浜　健太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月21日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで

長崎地方裁判所五島支部

令和８年（再イ）第１１８号

神奈川県綾瀬市寺尾北２―13―８　神光工業かしわ台宿舎（住民票上の住所）岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森91番地８　野崎住宅Ｆ号
再生債務者　上方　久人
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで

横浜地方裁判所第３民事部再生係